

「第3次東御市青少年健全育成計画（素案）」の概要

第1章 計画の策定にあたり

- ◎ **計画策定の趣旨** 青少年健全育成条例の基本理念に基づき、青少年を取り巻く環境や問題が複雑かつ多様化する現代において、市の次代を担う青少年が夢と希望を持ち、これからの担い手として主体的に社会参画できるように、今後の青少年の健全育成施策の方針となる第3次東御市青少年健全育成計画を策定します。
- ◎ **計画の位置づけ** 第3次総合計画における青少年健全育成の基本的な事項について、取組みの方向性を明らかにするものです。また、「東御市教育基本計画」や、「長野県子ども・若者支援総合計画」その他関連する計画との整合を図り、青少年の健全育成施策を推進します。なお、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。
- ◎ **計画の期間** 令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
- ◎ **計画の対象** 計画に取り組むのは全市民です。家庭・地域・学校・事業所・行政等、社会全体で青少年の健全育成に取り組めます。なお、東御市青少年健全育成条例における「青少年」は「18歳未満の者」を指しますが、施策の内容によっては、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。
- ◎ **計画の策定方法** 計画の策定にあたっては、青少年健全育成審議会委員の意見聴取と市内小中学生等を対象に実施したインターネット利用等に関するアンケート及び子どもとメディア信州によるスマホ利用等のアンケートを参考に現状や課題の把握に努め、第2次計画の課題も踏まえて策定しました。

第2章 青少年を取り巻く現状

少子高齢化社会のもと、家庭環境の多様化やグローバル化、ICT（情報通信技術）の発展など、青少年や若者を取り巻く環境は大きく変化するとともに、児童虐待やいじめ、不登校、インターネットを介したトラブルなど、青少年が抱える問題はより一層深刻化・複雑化しています。

第3章 基本理念及び基本目標

- ◎ **基本理念**
「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるように、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」（東御市青少年健全育成条例第3条）
- ◎ **基本目標**
 - I 青少年のための安心・安全な地域環境づくり
 - II 青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用
 - III 青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

第4章 取り組む施策の概要

《基本目標Ⅰ》 青少年のための安心・安全な地域環境づくり

施策	施策の方向
1 補導活動による啓発	青少年補導委員による青少年の安心・安全のための補導活動を行います。
2 非行・被害防止の取組み	青少年補導委員を中心に、街頭補導活動・有害環境チェック活動等の非行防止活動を推進するほか、非行少年の早期発見及び相談体制の整備、青少年補導委員の資質向上のため研修会等を実施します。
3 薬物乱用防止	学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小・中・高校生に対する出前講座を実施し、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。

《基本目標Ⅱ》 青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用

施策	施策の方向
1 ネット（情報）リテラシー教育の推進	関係機関と連携しながら各学校への出前講座の提供や講演会の開催等、教育や啓発活動の拡充を図ります。
2 保護者など大人のインターネットの適正な利用促進	保護者や大人に対してもインターネットの適正利用について啓発活動を実施します。

《基本目標Ⅲ》 青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

施策	施策の方向
1 多様な体験・活動機会の提供	子ども会育成連絡協議会の実施する各種イベントや地区の行事及び友遊クラブ等、青少年の多様な体験・活動機会を通じてリーダー資質を培う活動を展開していきます。 また、平日の放課後の居場所の充実を図ることにより、様々な遊び等の体験活動を実施することで、異年齢間の交流を促し、高学年児童のリーダー養成を図るとともに、児童の健全育成及び体力向上を推進します。
2 青少年の社会参加促進	子どもフェスティバル、各地区の育成会等のイベント及び親子自然ふれ合い学校などの企画段階からの参加を通じて、大人と関わる機会をつくり、社会参加を促進します。
3 青少年リーダーの養成	青少年団体等の指導者に対する研修を充実させるとともに、次代を担う青少年リーダーの養成につながる取り組みを推進します。また、各種イベントにおけるボランティア活動を通して、主体性を持った、地域の担い手となる人材の育成を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

- ◎ **計画の推進と進行管理** 子ども会育成連絡協議会・青少年補導委員会・PTAで組織する市青少年育成市民会議を中心に、地域・家庭・学校・行政等が連携し、全市的な取り組みを推進します。また、計画の進行管理については、PDCAサイクルに基づき、青少年健全育成推進委員会による定期的な点検・確認を行うとともに、この進捗状況等については、青少年健全育成審議会及び市ホームページ等で報告します。

◎ **スケジュール**

月日	会議等	内容
R5.7.21	第1回青少年健全育成審議会	骨子(案)、アンケート(案)について
R5.10.11	青少年健全育成推進委員会	庁内検討
R5.11.16	第2回青少年健全育成審議会	計画(案)について（諮問）
R5.12.1	議会全員協議会	計画(案)について
R5.12.15～R6.1.15	パブリックコメント	計画(案)について市民からの意見公募
R6.2	第3回青少年健全育成審議会	計画(案)について（答申）
R6.3	議会全員協議会	計画について
R6.4	計画の公表	冊子、市ホームページ等